

証人 一色貞輝(被告豊中市長)

尋問時間 40分

尋問事項

- 1 被告豊中市の男女共同参画推進の責任者は市長であるのか
- 2 男女共同参画推進財団(仮称)設立発起人会、および職員採用選考委員会における議論と全国公募になったいきさつ
- 3 館長公募に関する乙3の作成者および作成経緯
- 4 原告をすてっぷ館長として採用したいいきさつ
- 5 豊中市男女共同参画推進条例は市長の公約か
- 6 豊中市男女共同参画推進条例制定に向けての動きと、平成15年3月議会への上程延期のいきさつ
- 7 館長人事についての市長の意向をどのように通したのか、その過程
- 8 公約である豊中市男女共同参画推進条例制定に向けての平成15年5月以降の動き
- 9 すてっぷ館長について議会で答弁することが求められるのはどのような時か
- 10 平成15年10月15日に非常勤館長職廃止による原告の雇止めを豊中市として決めたのか
- 11 平成15年10月20日に本郷人権文化部長から受けた報告の内容と候補者リスト、および候補者に当たることの承認をしたのか
- 12 すてっぷへの補助金についての説明を受けたのは何時か
- 13 平成15年12月16日に訴外桂の内諾を得られたとの報告は何時受けたか
- 14 原告が申入れをしていることは報告を受けたか、それに対する回答は何時、どのようにしてしたか、市長の判断であったのか
- 15 事業課長のプロパー化について本郷人権文化部長から相談があったか
- 16 すてっぷの補助金について内示をしたのはいつで、どのような実際の検討

を経たのか

17 その他関連事項一切

証人 芦田英機(被告豊中市助役)

尋問時間 15分

尋問事項

- 1 平成15年10月15日に非常勤館長職廃止による原告の雇止めを豊中市として決めたのか
- 2 平成15年10月20日に本郷人権文化部長から受けた報告の内容と候補者リスト、および候補者に当たることの承認をしたのか
- 3 すてっぷへの補助金についての説明を受けたのは何時か
- 4 平成15年12月16日に訴外桂の内諾を得られたとの報告は何時受けたか
- 5 原告が申入れをしていることは報告を受けたか、それに対する回答は何時、どのようにしてしたか
- 6 事業課長のプロパー化について本郷人権文化部長から相談があったか
- 7 すてっぷの補助金について内示をしたのはいつで、どのような実際の検討を経たのか
- 8 その他関連事項一切

証人 高橋叡子(被告財団理事長)

尋問時間 45分

尋問事項

- 1 証人が財団理事長に就任した経緯
- 2 組織変更に関する財団としての内部での検討過程・手続きと変更案作成・決定の経緯
- 3 財団が受けたバックラッシュ攻撃とそれに対する財団の対応

- 4 原告の館長の活動と財団としての評価
- 5 館長常勤化に伴う館長候補者の選出過程と候補者決定方法など
- 6 常勤館長選考委員会の委員選出の基準と人選の方法、決定理由
- 7 選考委員会での常勤館長選考過程と館長決定の理由
- 8 その他関連事項一切

証人 桂容子(被告財団現館長兼事務局長)

尋問時間 45分

尋問事項

- 1 最初に就任の打診を受けた時期及びそのときに受けた説明内容
- 2 2003年12月16日の豊中市役所での面談内容
- 3 2003年12月22日の本郷部長、武井課長と寝屋川市人・ふれあい部部長、男女共同参画課課長との面談内容
- 4 2004年1月15日の本郷部長、武井課長との面談内容
- 5 2004年2月9日の、本郷部長、武井課長、山本事務局長との面談内容
- 6 面接での質問内容、回答内容
- 7 原告が候補者であることを知った時期
- 8 その他関連事項一切

証人 伊田広行(元大阪経済大学教授)

尋問時間 60分

尋問事項

- 1 証人の経歴、専門分野について
- 2 証人と豊中市男女共同参画推進センター「すてっぷ」とのかかわりについて
- 3 男女平等に関するわが国内外の動きと、ジェンダーについて
- 4 男女平等に関する施策・推進に対するバックラッシュの実情について

- 5 証人は、豊中市男女共同参画課職員から、原告のことにに関して訪問をうけたことがあるか。その時期・内容について
- 6 その他関連事項一切

証人 松倉信之(被告財団職員採用選考委員会委員長)

尋問時間 30分

尋問事項

- 1 本件常勤館長の採用にあたって採用選考委員会が構成された経緯とその構成員について
- 2 本件採用選考委員会の実施要領(丙17号証別添1)が定められた経緯とその内容について
- 3 本件採用選考委員会の選考基準(丙17号証別添2)が定められた経緯とその内容について
- 4 本件採用選考委員会において、各選考対象者に対して実施された面接試験の質問および回答の内容について
- 5 本件採用選考委員会において、選考の根拠とされた各選考対象者の応募書類の内容について
- 6 本件採用選考委員会において各選考対象者の評価(丙18号証)をとりまとめた経緯とその具体的根拠について
 - (1)原告について、財団事業について現状の課題を十分把握しているとは言えず、今後の方向性を見据えたビジョンを明確に描けていないと評価した根拠は何か
 - (2)原告について、館長兼事務局長職の占める職位、職責、業務内容への自覚性が薄いと評価した根拠は何か
 - (3)原告について、選考委員の質問に対して抽象的な一般論の応答であったと評価した根拠は何か
 - (4)原告について、財団運営を統括していく者として求められる総合的なマネ

ジメント力、リーダーシップ力を備えていないと評価した根拠は何か

(5) 訴外桂について、財団の現状や将来に向けた課題を具体的に把握していると評価した根拠は何か

(6) 訴外桂について、財団の事業展開を明確にイメージできていると評価した根拠は何か

(7) 自らの長所、短所を自覚し、それをコントロールしながら他者との社会的関係を良好に結んでいこうとする意志や、マネジメントリーダーシップにおいて、原告より訴外桂の方がより深い認識を有しているかと評価したのか。評価したのであればその根拠は何か。

(8) 冷静で客観的な判断力という点において、原告より訴外桂の方が優れているかと評価したのか。評価したのであればその根拠は何か。

7 その他関連事項一切